

# 清瀬市まちづくり基本条例の一部改正について

## 1 まちづくり委員会について

清瀬市では、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するため、平成15年に市民がまちづくりに参画することを保証されるものとして「清瀬市まちづくり基本条例」を制定しました。

清瀬市まちづくり基本条例第9条に基づく市長の附属機関として「清瀬市まちづくり委員会」が設置され、これまで市民からのまちづくりに関する提案や条例の適切な運用について審議し、市長提言等を行ってきました。

### 清瀬市まちづくり基本条例（前文）

清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。

わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。

わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。

わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後も子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。

## 2 条例の一部改正の経緯

まちづくり委員会制度の運用開始以来15年が経過し、提案数や委員応募者の減少等の課題が顕在化してきたことから、令和元年度よりまちづくり委員会を経験した方々による今後のまちづくり委員会の在り方検討会を開催し検討を重ねてきました。

その結果、引き続き情報共有、提案方法等の工夫、委員会運営の効率化を図ることに加え再任要件及び委員選考については見直しが必要との結果になりました。このことにより清瀬市まちづくり基本条例第9条第4項及び第5項について改正する必要があることから条例の一部改正をいたします。

### 3 見直し検討結果

#### (1) 情報の共有

まちづくり委員会委員へ対し市の施策、計画などの情報提供を行うとともに、委員自ら情報収集を行う。

#### (2) 提案方法等

まちづくり委員会内においてワークショップを開催するなど、会議運営を工夫し委員が積極的に提案するとともに、市民から提案が提出しやすいように制度周知に向けた広報を充実するほか、応募フォームの変更などを行う。

#### (3) 委員会運営の効率化

過去に提言に至らなかったものと同様な提案があった際、同じ議論を繰り返さないよう、提案内容のデータベースを作成し情報共有するなどの効率化を図る。

#### (4) 再任不可の見直し

市政に関心ある市民が引き続き委員として活動できるよう、再任を可能とする。ただし再任は1期2年までとし、継続または間隔をあけても構わない。

#### (5) 公募委員以外の委員選考

団体等からの委員推薦制度を見直し、委員は公募とする。

### 4 条例の一部改正について

清瀬市まちづくり基本条例第9条第4項では、委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする旨を規定しています。第5項では、委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない旨を規定しています。

見直しの検討結果を踏まえ以下「清瀬市まちづくり基本条例の一部を改正する条例新旧対照表」のとおり一部改正を行います。

見直し検討結果（条例改正が必要）

委員選考：20名以内で組織し全て公募とする。

再任要件：再任を可とする。ただし再任期間は2年までとする。

清瀬市まちづくり基本条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
○清瀬市まちづくり基本条例 平成14年9月27日条例第26号	○清瀬市まちづくり基本条例 平成14年9月27日条例第26号
清瀬市まちづくり基本条例 前段 省略	清瀬市まちづくり基本条例 前段 省略
第1条から第8条 省略	第1条から第8条 省略
第9条 省略 2、3 省略	第9条 省略 2、3 省略
4 <u>委員会の委員は公募の委員20名以内をもって組織する。</u>	4 <u>委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。</u>
5 <u>委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の期間は2年までとする。</u>	5 <u>委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。</u>
第10条から第15条 省略	第10条から第15条 省略
附則	附則
— この条例は、平成15年4月1日から施行する。	<u>(施行期日)</u>
—	1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
—	<u>(委員の任期の特例)</u>
—	2 第9条第5項の規定にかかわらず、初年度の委員会委員の半数は任期を1年とする。

○清瀬市まちづくり基本条例

平成14年 9月27日条例第26号

清瀬市まちづくり基本条例

清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。

わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。

わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。

わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後も子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とする。

(主体)

第2条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画することを保障されるものである。

(男女共同参画)

第3条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。

(市の責務)

第4条 市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

(地方自治及び基本的人権の尊重)

第5条 この条例は、地方自治の本旨及び市民の基本的人権を尊重し、適切に運用されなければならない。

第2章 市民参画への条件の整備

(情報公開)

第6条 市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない。

2 市は、市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない。

(広報・広聴活動の充実)

第7条 市は、多数の市民の参画を推進するため、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

### 第3章 市民参画の原則

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

(清瀬市まちづくり委員会)

第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。

3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。

4 委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。

5 委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。

(附属機関の構成等)

第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

2 公募の委員は、男女同数を原則とする。

3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

(市民活動の支援)

第11条 市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

### 第4章 責任

(市民の責任)

第12条 市民は、まちづくりに関して自らの責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(市の責任)

第13条 市は、まちづくりに関する市民の要求や社会環境変化に的確に対応できるよう組織及び機構を編成しなければならない。

2 市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めな

ければならない。

## 第5章 条例の改正

(条例の改正)

第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第9条第5項の規定にかかわらず、初年度の委員会委員の半数は任期を1年とする。

## ○清瀬市まちづくり基本条例

平成14年 9月27日 条例第26号

## 清瀬市まちづくり基本条例

清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。

わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。

わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。

わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後も子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とする。

## (主体)

第2条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画することを保障されるものである。

## (男女共同参画)

第3条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。

## (市の責務)

第4条 市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

## (地方自治及び基本的人権の尊重)

第5条 この条例は、地方自治の本旨及び市民の基本的人権を尊重し、適切に運用されなければならない。

## 第2章 市民参画への条件の整備

## (情報公開)

第6条 市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない。

2 市は、市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない。

## (広報・広聴活動の充実)

第7条 市は、多数の市民の参画を推進するため、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

### 第3章 市民参画の原則

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

(清瀬市まちづくり委員会)

第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。

3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。

4 委員会の委員は公募の委員20名以内をもって組織する。

5 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の期間は2年までとする。

(附属機関の構成等)

第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

2 公募の委員は、男女同数を原則とする。

3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

(市民活動の支援)

第11条 市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

### 第4章 責任

(市民の責任)

第12条 市民は、まちづくりに関して自らの責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(市の責任)

第13条 市は、まちづくりに関する市民の要求や社会環境変化に的確に対応できるよう組織及び機構を編成しなければならない。



2 市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めなければならない。

#### 第5章 条例の改正

(条例の改正)

第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。